

生態系保全等に係る化学物質審査規制検討会設置要綱

1. 目的

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下、「化審法」という。）において、従来からの人の健康の保護の観点に加え、野生生物や生態系の保護・保全を目的とした審査・規制の枠組みを導入することについて、その必要性、妥当性、技術的対応可能性等を検証するとともに、これを導入する場合の化学物質の審査・規制体系のあり方について専門的な検討を行う。

2. 検討内容

- (1) 化学物質の審査・規制への生態系保全の観点の導入の必要性・妥当性の検討
- (2) 化学物質の生態影響評価の技術的対応可能性の検討
- (3) 生態系保全に係る審査・規制体系のあり方の検討
- (4) これらに関連した化審法の審査・規制体系の見直し事項、留意事項等の検討

3. 組織等

- (1) 学識経験者の中から環境保健部長が招集する検討員をもって構成する。
- (2) 検討会に座長を置き、検討員の互選によりこれを定める。座長は検討会の会務を総理する。
- (3) 検討会の座長に事故があるとき等において座長の職務を代行するため、検討会に座長代行を置き、座長の指名によりこれを定める。
- (4) 検討会において特別な事項を検討する必要がある場合には、必要に応じて学識経験者等、検討事項に関連ある者を説明員又は、講師として出席させることができる。また、必要に応じ、検討事項に関係のある者をオブザーバーとして出席させることができる。
- (5) 検討会を円滑に運営するため、検討会の事務は化学物質審査室において処理する。
この場合、当該事務を担当する幹事及び書記を置くこととし、別途環境保健部長が指名するものとする。

4. 情報公開について

会議は原則非公開とする。議事要旨は委員確認の後、公開とする。また、資料は、特定な者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがあり、また、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれのあるものを除き、公開することとし、具体的には資料の内容に応じて座長が公開・非公開を定める。

(参考)

生態系保全等に係る化学物質審査規制検討会における議論のポイント

1 化学物質の審査・規制への生態系保全の観点の追加の必要性・妥当性

生態系に影響がある化学物質にはどのようなものがあるか(ハザード及びリスク)。実際に野生生物や生態系への影響があらわれているか。

諸外国ではすでに生態系の保全の観点での化学物質の審査・規制が行われているか。また、国際的な取組はどうか。

我が国の環境保全政策の中で、生態系保全のための法的措置はどの分野でどの程度とられているか。

以上を踏まえ、我が国で化学物質の審査・規制に生態系保全の観点を追加することは必要であり、かつ妥当な判断と言えるか。

2 化学物質の生態系への影響評価の技術的対応可能性

化学物質の生態系への影響を評価するための試験方法として、国際的にどのようなものが整備され、どのようなものが用いられているか。

試験結果に基づいてどのように化学物質の生態系への影響を評価するのか。評価結果は法的措置を講ずるための根拠として活用できるか。

我が国で生態影響評価試験を義務づけた場合、対応は可能か。(試験法、GLP、実験施設、試験費用等)

構造活性相関((Q)SAR)は活用できるか。

以上を踏まえ、化学物質の生態系へ影響評価は技術的に対応可能といえるか。

3 生態系保全に係る審査・規制のあり方

諸外国ではどのような方法で生態系保全に関する審査が行われているか。また、どのような物質を対象にどのような規制が行われているか。それらの長所、短所は何か。人の健康の保護の観点と、審査・規制の手法やレベルは異なるか。

化審法に生態系保全の観点からの審査・規制を盛り込むとすると、具体的にどのような内容が考えられるか。その際の問題点は何か。

4 これらに関連した化学物質の審査・規制体系の見直し事項、留意事項等

化審法に生態系保全の観点からの審査・規制を盛り込んだ場合、現行の体系・制度を見直す必要があるか。あるとすればどの点を、どのように見直せばよいか。

その他、現行の化学物質の審査・規制体系の問題点は何か。その見直しは可能か。どのように見直せばよいか。

これらの見直しを行う際にはどのような点に留意すべきか。